

日清戦争以後の清朝対外連携策の変転過程

宮古文尋

はじめに

戊戌政変とはどのような事件であったか。これは辛亥革命に至る清末政治史を語る上で重要な鍵を握るものである。政変は変法派と守旧派の間に存在した種々の対立が招いたものであったが、外交政策を巡る対立も、その中の一つであった。本稿は、日清戦争以降の外交政策をめぐる対立というごく限られた視野から、戊戌の年（光緒二十四年・一八九八年）に中国内外を震撼させた政変に繋がる導線を明らかにする試みである。

従来の研究において日清戦争期の中国国内における論争は主戦派と主和派の対立が焦点とされてきたが、本稿はそこで重要視されなかった対外連携策へ傾倒していく過程を明らかにする。三国干渉から露清密約締結に至る過程⁽¹⁾で、連露策が政府全体の合意により推進された点については佐々木揚の指摘がある⁽²⁾。しかしながら、膠州湾事件を

経た後にはその合意は崩れ、外交政策論争の争点として連英日・連露を巡る対立が浮上したとするのが従来の解釈と言える。

この争点は戊戌政変へと繋がる外交政策を巡る対立点ともされ、守旧派が標榜した連露策に対し、変法派が連英日策を唱えたことで、その対立点が生まれたとされている⁽³⁾。その代表的論者の一人孔祥吉は、一八九七年十一月十四日ドイツが膠州湾を占領した直後、李鴻章が何らの命もなくロシア公使館に干渉を求めに走ったこと⁽⁴⁾、ロシア艦船の旅順口入港の通知が総理衙門を経ないで李鴻章を通じて行われたこと⁽⁵⁾、李鴻章が独断で旅順に通訳を派遣したこと⁽⁶⁾等々、言わばこれら越権行為の背後に西太后の存在があるとする。孔祥吉は未刊の清宮檔案のうちに、西太后が李鴻章の親露神話を深く信じていたことを示すものが見出されるとし、「西太后は李鴻章の影響の下、親露政策を信奉した⁽⁷⁾」としている。また、膠州湾事件を機に康有為ら変法派が主張し始める連英日策を、「康有為の連英日の建議は、当時西太后・恭親王ら清国朝廷がロシアに抱いていた幻想に対して提出されたもの⁽⁸⁾」とするのである。このように、日清戦争以降の連露策と連英日策を巡る論争は、西太后ら守旧派と康有為ら変法派の対立として見られてきた。さらに、守旧派の連露策と変法派の連英日策という対立の構図は、変法を巡る対立の構図にも置き換えられている。変法派は百日維新の間にも連英日策を主張するが、湯志鈞はその理由を「慈禧を首領とする頑固派が親露であったため、改良派は英米等の国家が彼らを支持すると幻想した⁽⁹⁾」とした。日本でも、かつて彭澤周は戊戌変法における変法派と守旧派の対立点の一つを、「變法派の親日英外交と保守派の親露外交との對立⁽¹⁰⁾」と述べたし、坂出祥伸は「その抗争の背景には、西太后につながるロシアと、変法派につながる日本・イギリスの政治勢力

の角逐という複雑な構図があるのかもしれない⁽¹¹⁾と述べる等、変法派と守旧派の連英日・連露を巡る対立は、変法の争点ともなったとするのが従来の解釈と言えよう⁽¹²⁾。

しかしながら、こうした解釈は一面性を免れていないと判断される。膠州湾事件から戊戌政変の間、変法派は確かに連英日策を主張したが、守旧派が連露策を標榜したかどうかについては疑問を禁じ得ない。連英日派と連露派の対立が戊戌政変を招いた一因とする説は十分な史料の裏付けを欠いている。では、戊戌政変に至る時期の外交政策を巡る論争の争点はどこにあったのか。本稿は、日清戦争以降の対外連携策の目まぐるしい変転に目を凝らし、戊戌政変に至る外交政策の対立がやがては内政に作用を及ぼしていく契機を探ろうとするものである。

一 連露策の変転過程

まず、連露派の実態を順に追うことから始めたい。

日清戦争は一八九四年春に、朝鮮で甲午農民戦争が起り、日清両国が朝鮮に派兵したことをきっかけとして始まった。日本は清国に、反乱の徹底鎮圧と朝鮮の内政改革を両国により進めることを提案した。清国がこの提案を拒否すると、日本は同年七月二十八日清国軍に奇襲攻撃をしかけ、八月一日には宣戦布告することとなるのであるが、これより先、直隸総督北洋大臣李鴻章はロシアの干渉により事態の打開を図ることを主張した。これが日清戦争以降の連露論の始まりである。

李鴻章は六月二十一日の総理衙門宛電報⁽¹³⁾を皮切りに、駐清ロシア公使カッシーニとの会談内容を報告し、再三口

シアの干渉による開戦回避、すなわち連露策による開戦回避を主張した⁽¹⁴⁾。それに対し、強く主戦論を唱えたのは光緒帝であり、その教育係を務め、光緒帝の認識に多大な影響を与えた翁同龢であった。李鴻章は、ロシア艦隊と合同で仁川に艦隊を派遣するよう提案するのであるが、光緒帝はこれに反対し、ロシアに依頼してはならないと命じ、翁同龢はこの旨を李鴻章に電報で伝えた⁽¹⁶⁾。七月二十八日、成欽・牙山の役において清国軍は大敗し、八月一日に日清両国より正式に宣戦の詔勅が発せられることとなる。李鴻章は、ロシアには拳兵し日本を駆逐する意があるとして、なおもロシアとの連携を主張した。しかし光緒帝はこれに対し、ロシアの意を拒むことはできないが、結ぶこともできないとした⁽¹⁷⁾。八月十六日付の諭旨では、仮に李鴻章の言うように、ロシアに日本の駆逐を目的とした派兵の意思があっても、ロシアとは連携せず、あくまでも単独で勝利せよと伝えている⁽¹⁸⁾。

しかしながら、現実の戦況は清国にとって厳しい結果となっていた。九月十六日、平壤の戦いで清国陸軍は大敗し、翌九月十七日の黄海の海戦では主力の北洋艦隊は壊滅状態に陥り、清国は日本との講和を視野に入れざるを得ない状況に追い込まれていた。

この時西太后は翁同龢に、天津に向向き、ロシアとの連携の可能性について李鴻章に問い合わせるよう命じた。翁同龢はロシアとの連携策に否定的であったことから他の者を遣わすようにと要請したが、最後には西太后の要請を容れて九月三十日には翁同龢と李鴻章の会談が行われた。この中で李鴻章は、ロシアとの連携を強めて強力な干渉を求めるべきとした⁽²⁰⁾。しかし、翁同龢は李鴻章との会談を終え帰京すると、光緒帝への報告の中で、カッシーニは信用に値しないと力説したのであった⁽²¹⁾。このように翁同龢は、戦況が不利になりながらも、なおロシアと連携し、

干渉を求める方策には否定的であった。

一方李鴻章は、引き続きロシアの干渉が信用に足るものであると主張し続けていた。十月十二日に李鴻章とカッシーニの会談が行われた⁽²²⁾。李鴻章は、ロシアは講和交渉の開始後に本格的な干渉に乗り出す意向であるから、清国は早期に講和交渉に臨むべきであると総理衙門に報告した⁽²³⁾。

この時、清国の置かれた不利な状況を打開すべく、対外連携策、特に連露策を主張していたのは李鴻章だけではなかった。湖広総督張之洞は十月十二日の李鴻藻宛電報にて、英露に利益を与えてでも英露の干渉を取り付けよ、特にロシアとの連携が重要であるとし、十一月十四日の李鴻章宛電報でも同様の主張を行っている⁽²⁴⁾。現状を打開するため、早期の講和を図るか、徹底抗戦を図るかという点では、張之洞は李鴻章と意見を異にしながらも、連露策により難局の打開を図るという点では、李鴻章と同一意見にあった。十一月一日、西太后が諸臣に対して、目下の状況においてどうするべきかと問い、軍機・総理衙門大臣孫毓汶も各国の調停を請う案を述べている。しかしながら、翁同龢はなおこれに否定的な見解を示した⁽²⁵⁾。

このように、早期の講和を図るにせよ、徹底抗戦を図るにせよ、対外連携策、特に連露策に頼るべきとする主張が多く為される中、なおも翁同龢ら主戦派は対外連携策に否定的であった。

一方で、清国の置かれた状況はさらに悪化の一途を辿っていた。十一月十八日、旅順港が陥落し、翌一八九五年一月二十日には日本軍は山東半島に上陸、二月一日までに威海衛の南北の砲台を占領した。二月十一日には北洋艦隊提督（北洋水師提督）丁汝昌が自殺し、北洋艦隊は降伏した。二月十六日、日本から「賠償金の支払い、朝鮮の

独立、土地割譲、新通商条約の締結」等からなる講和交渉の原則が提示された。二月二十二日の『翁文恭公日記』に次のようにある。

合肥（李鴻章）が奏して述べるには、領土割譲の説に乗るつもりはないが、もし（日本が）土地を占領し賠償金を要求したとしたり、やはり對處は難しく、戸部にも恐らくその資金は無いであろう、とのことであつた。私は奏言して、領土割譲することなく處理できるのであれば、賠償金を多くするよう努力すべきである、とした。だが孫毓汶、徐用儀は領土割譲に應じなければ、何も始まらなと述べた。海防について問うと、李鴻章は實情は見込みはない、敢えて隠し立てはしない、と答えた。⁽²⁷⁾

李鴻章は積極的に領土割譲について交渉することはないとする一方で、領土割譲要求を賠償金支払いにより免れることは難しいであろうとの見解を示し、戸部尚書である翁同龢に同意を迫つた。これに対し翁同龢は、領土割譲に應じずに講和を図ることを第一に考え、賠償金を多く与えるよう尽力すべきとした。一方、軍機・総理衙門大臣である孫毓汶・徐用儀は領土割譲に應じることなくして講和は不可能であるとした。では、日本に対しなお抗戦する手立てはあるかと問うと、李鴻章はそれも難しいと答えた。もはや中国に残された道は、日本の領土割譲要求に應じて講和交渉を進める以外にないとの意見が大勢であつた。しかしながら、この瀬戸際においても翁同龢は領土割譲要求にだけは応じられないとしたのである。続いて次のようにある。

李鴻章、慶親王及び主要な大臣が傳心殿に集まり會議を行った際、李鴻章は私に講和交渉に同行するよう要望した。私は、もしも私が外交交渉の経験があれば、きつと辭さないであろうが、今は未熟者がそのような重要

なことをするなど論外だと述べた。李鴻章は、領土割譲交渉が駄目なら、交渉が行き詰まれば歸國するのみに述べ、その言葉には断固とした趣があった。孫毓汶、徐用儀は極論を以て脅かすものとしつつ、双方を取り持とうとした。しかし、一同は黙り込んだ。私は獨り前議を主張し、賠償金は領土割譲に勝ると述べた。李鴻章は英露に盡力を請うことを望んだが、孫毓汶、徐用儀はそれは不可能であると考えた。自分もそれを強く支持し、議論を終えた。⁽²⁸⁾

傳心殿での審議でも領土割譲を巡り議論が白熱した。領土割譲要求に応じられないと主張し続ける翁同龢に、李鴻章は講和交渉へ同行してはどうかと迫った。翁同龢がこれを断ると、領土割譲要求に応じる権限が与えられない以上、講和交渉の決裂も辞さずと堅い決心をちらつかせた。しかし、なお翁同龢は考えを変えることなく、領土割譲要求には応じられない、賠償金の支払いで手を打つべきだと主張し続けたのであった。そこで李鴻章は「英露に盡力を請うこと」、つまり英露の干渉を求めるよう提案したが、孫毓汶、徐用儀はそれはできないとした。

二月二十四日、李鴻章が各国公使館に赴き干渉を得ようとしたが要領を得なかったため、孫毓汶は領土割譲要求に応じることで事態の収束を図るよう主張したが、翁同龢はこれに反対した。翌二月二十五日には、李鴻章が英露独公使と会見したが、干渉に乗り出すとの確約を得ることはできなかったため、もはや領土割譲も已む無しとし、恭親王もこの意見に同意した。翁同龢はそれにも同意せず、領土割譲要求には応じられないとし続けた。また、領土割譲に断固として反対していたのは西太后も同様であり、二十六日には、前日の謁見の次第を耳にし、西太后は激怒している。⁽²⁹⁾

このように領土割譲要求に応じるか否か清国中枢で意見が割れる中、駐露独塊蘭公使許景澄、駐英仏伊白（ベルギー）公使龔照瑗、駐米公使楊儒等から、露英等各国は日本が講和条件を提出する以前に干渉に出ることはないが、講和条件の提出を待つて必ず干渉に出ようとの観測電が相次いで到着していた。⁽³⁰⁾三月二日、許景澄、龔照瑗に、英仏の干渉を得る道を模索しよう命じる電論が為される一方、同日清国政府は李鴻章に交渉の全権を与え、日本との交渉に臨ませた。その経過を見ると、各国が干渉に出ることに確信もないまま、また翁同龢ら領土割譲反対派が領土割譲容認に転じたわけでもないまま、⁽³³⁾もはや日本との講和交渉に応じなければ北京も危うい状況の下、領土割譲を免れるには、日本の講和条件提出後の列国の干渉に一縷の望みを託さざるを得なかつたというのが実情だろう。三月二十日から下関にて講和交渉が行われ、四月十七日に馬関条約が調印される運びとなるが、列国の干渉が現実のものとなるには四月二十三日の三国干渉を待たなければならなかつた。

三国干渉直前の四月二十日には、天津海関道兼天津海関監督盛宣懷が電報にて、駐清ドイツ公使ブランドが、ドイツが露仏と合同で干渉に出るよう尽力しているとの話があるが、あてにはできないと報告したのに対し、翁同龢は盛宣懷の見解を斥け、光緒帝に露独仏の干渉の重要性を力説している。⁽³⁴⁾当初列国の干渉を求める策に否定的であつた翁同龢は、領土割譲を何としても避けたいがために、列国の干渉に一縷の望みを託し、この頃には積極的な対外連携論者の一人になつていた。その結果、対外連携策は清国中枢の言わばコンセンサスとなつていくのである。

二 連露合意とその破綻

四月二十三日、露独仏三国公使により「遼東半島の領有は中国の都を危うくし、朝鮮の独立を有名無実とし、かつ極東の平和に対する恒久的な障害となる」という趣意の申し入れがなされると、日本は五月七日、「遼東半島全部を放棄する、ただし、下関条約は予定の通り批准交換し、かつ遼東半島還付に対し賠償金をとる」という趣旨の回答を三国に対して行った。この成り行きの中で清国は、日本の賠償金要求を阻止するためロシアの干渉に期待し、さらにはロシアの干渉を得るため、同盟の密約を締結する方向へ動いていくことになる。その報酬としてロシアへの土地割譲も辞さないという意見すら見られた。

こうした国内状況を反映して清国はロシアと同盟密約を締結するに至る。一八九六年三月末、李鴻章はロシア皇帝ニコライ二世の戴冠式に派遣され、五月三日より露清間での交渉が開始され、六月三日に全文六個条からなる露清密約調印に至る。こうして日清戦争開戦前から李鴻章が唱えてきた連露策は、日本が講和交渉の原則として領土割譲要求を提示したことを契機に、翁同龢らの賛同を得たのである。そればかりか、翁同龢らは今やその推進者と化し、連露策は三国干渉を経て言わば国策へと変貌し、露清密約締結によりその全盛を迎えるのである。⁽³⁵⁾

しかしながら、連露策はその翌年には破綻を迎えることとなる。一八九七年十一月十四日、山東省で二名の宣教師が中国人に殺害される事件が起こると、ドイツは突如膠州湾を占領した。山東巡撫李秉衡は交戦をも辞さずとの態度であったが、清国政府は開戦回避を指示し、⁽³⁶⁾外交交渉での解決を図ろうとした。この事態に直面して李鴻章はロシアに干渉を求め、十八日には駐清ロシア代理公使バブロフが総理衙門を訪れ、ドイツを難詰するために「既に海軍提督が派遣され、ウラジオストクより艦船を引き連れ膠州湾に向かっている」と述べた。⁽³⁸⁾

一方、翁同龢と張蔭桓はドイツとの交渉による解決を図ろうとした。しかしその最中、膠州湾におけるドイツの横暴が相次いで報告され、業を煮やした恭親王は武力行使も辞さないとし、駐清ドイツ公使ハイキングに詰問すべきとした。李鴻章もこれに同調し、世論も同様に騒ぎ立てた。翁同龢と張蔭桓は、間もなくドイツとの交渉が妥結すると考えていたため、予期しない火種が生じることを恐れ、ひたすら鎮静化を図った。⁽⁴⁰⁾しかるに、李鴻章は引き続きロシアの干渉による解決を図ろうとしていた。十二月九日の李鴻章から慶親王への書信では、ロシア公使にドイツとの交渉が難航していることを伝え、ロシア政府の援助を要請したとある。⁽⁴¹⁾八日の『翁同龢日記』には、張蔭桓からの書信として、パブロフが総理衙門を訪れた際、李鴻章はロシアに膠州湾事件への援助を要請し、許応駁もこの案に賛同し「この件は一、二名の口舌を以て争うことのできる問題ではない」とし、ドイツとの交渉による解決方法に異議を唱えたことが書き記されている。ドイツとの交渉の決着を目前に控えて翁同龢は、その報告を受けて嘆息するのであった。⁽⁴²⁾

九日、光緒帝は翁同龢の意見を聞き入れ、慶親王にパブロフに対しロシア艦隊の来航を延期するよう要請せよと命じた。翁同龢らは、清国は露独間に不和が生じることは望まない旨ロシア政府に伝える電報を、駐独公使許景澄から駐露公使楊儒に転送させた。⁽⁴³⁾しかしながら、十一日楊儒から、ロシアは既に清国の援助要請を伝えるパブロフの電報を受取って、艦隊派遣の準備を終えているとの回答が届いていた。⁽⁴⁴⁾

十五日、ロシア艦船は旅順口に入港する。この際李鴻章は、パブロフが膠州湾を通商港とすることも解決法の一つであると述べたとした。⁽⁴⁵⁾一方、ハイキングは翁同龢と張蔭桓に、恐らくロシアは膠州湾を通商港とすることを望

まないだろうと述べ、楊儒・許景澄もロシアは膠州湾を通商港とすることに反対していると報告していた。⁽⁴⁷⁾ しながら、李鴻章は「通商を開くのが第一の辦法であり、その賛意を急ぎ本國に打電する」としたパブロフの言は信賴できるとし、それ故ロシアがドイツと協調するなどあり得ないとした。⁽⁴⁸⁾ さらに李鴻章は、翁同龢のロシア艦隊は旅順口から撤退するのとの問いに対しても、必ず撤退すると答えた。⁽⁴⁹⁾

ロシア艦船の旅順口停泊が一時的なものであると考えたのは、李鴻章だけではない。十二月十七日に軍機処から提督宋慶に、必要なものは随時援助するよう命じられるなど、⁽⁵⁰⁾ ロシア艦船の入港に対する待遇は懇切を極めた。⁽⁵¹⁾ 十二月二十一日の諭旨では、イギリスがロシア艦隊の挙動について問うてくれば、暫時の停泊であると告げ、疑いを解くようにと命じられた。⁽⁵²⁾ また、二十三日の張之洞の總理衙門宛電報では、ロシアに援助を速やかに要請すべきだと述べられている。⁽⁵³⁾

しかしながら、こうしたロシアへの期待と信賴は裏切られることとなる。十二月二十八日のハイキングとの会談の中で、翁同龢はロシアとドイツが通じていることを悟ることになる。⁽⁵⁴⁾ 翌二十九日、李鴻章がパブロフに、旅順大連からの撤退は何時になるのかと詰問すると、パブロフは膠州湾は如何なる取り扱いとなるのかと問い返し、言外にドイツが膠州湾を占拠し続ける限りロシアは旅順・大連に停泊し続けるとしたため、李鴻章は文書による撤退の約束を要求した。⁽⁵⁵⁾

しかしながら翌年三月三日、パブロフは旅順・大連を租借地とするよう要求し、三月二十六日までに回答するよう求めた。⁽⁵⁶⁾ これに対し清国は、ロシアに条件の撤回、条件の緩和、期限の延期を要求するが、いずれも斥けられ為

す術のない状況となった。三月十五日より許景澄から、ロシアに譲歩の色無しとする電報が相次いで届き、⁽⁵⁷⁾ 十七日には許景澄にロシア外務省と決裂すること勿れと命じる電報が発せられた。⁽⁵⁸⁾ 二十一日には楊儒・許景澄より、いかなる国に阻まれようとも租借地要求の撤回はないと、ロシア外務省は断言したと報告された。⁽⁵⁹⁾

また二十日には、パブロフより租借条約の草稿が提出されていた。翌二十一日の翁同龢と李鴻章らの討議では、皆無策で空言を弄するのみであったが、翁同龢はこの日、李鴻章の来訪前に細部に渡って租借条約の草稿を検討している。三月二十二日の翁同龢・慶親王・李鴻章・張蔭桓での討議では、租借条約締結の要求を呑む外に方法はな⁽⁶⁰⁾いと⁽⁶¹⁾の結論に至り、翌二十三日翁同龢は光緒帝に旅順大連を取り戻すことは不可能だと述べた。清国はロシアの要求を受け入れざるを得ない状況に追い込まれていた。

一八九八年三月六日、ドイツと膠州湾租借条約を締結したのに続き、三月二十七日旅順大連租借条約、五月七日には旅順大連租借条約をロシアと締結することとなる。

三 変法派と連英日の主張

ドイツの膠州湾租借要求に続き、ロシアが旅順・大連の租借を迫ったことにより連露策が破綻すると、英日と結んでロシアに対抗せよとの主張が唱えられ始める。その中核を為したのが、日清戦争の講和交渉の内情が洩れ伝わると強く拒和主戦論を唱え、戦後には変法運動を担って登場する康有為ら変法派である。

ロシアが強硬に旅順・大連の租借を要求した知らせが伝わると、康有為の起草になる、英日と結びロシアに対抗

することを説く上奏等が相次いだ。陳其璋⁽⁶²⁾・楊深秀⁽⁶³⁾・王鵬運⁽⁶⁴⁾・文悌⁽⁶⁵⁾の上奏がこれにあたる。さらに、康有為が代奏を呈請した文書のほか、梁啓超と麦孺博が各省の挙人を糾合し都察院に提出した文書⁽⁶⁷⁾でも、連英日策が主張されている。

これらの主張の大略は、英日とロシアの対抗、極東におけるパワーバランスを鑑みるに、英日は中国と同様ロシアを抑えることを望んでおり、最善の方策は英日と結んでロシアに断固対抗することである、といったものであった。

しかし、上奏の多くは清国中枢を動かすには至っていない。陳其璋の上奏については、光緒帝より総理衙門に討議するよう命が下された。それに対する返答は、以下のようであった。

今もし英日と別に密約を結ぶ場合、際限のない要求に止まるところがないばかりか、英日の政治は、多くの議員から生じており、密約厳守は断じてし難く、萬が一洩れ傳わろうものなら、他に口實を與えることに転じるでしょう。今日の時勢を論じるならば、東方太平の局は、速やかに共保を圖り、以て國の維持を開くべきであります。我々が今奏請をしたため、專員を選抜して、それぞれ英露米日諸國に派遣することは、英日と聯するを以てロシアを拒むことに専心するに比して、妥當と爲して計畫するところであります。かの御史の奏する所、詮議するには及びません⁽⁶⁸⁾。

総理衙門大臣の多数は、英日と結ぶことで列国の中国における均衡が崩れることを恐れた。その時、劉坤一⁽⁶⁹⁾・張之洞⁽⁷⁰⁾・陳宝箴⁽⁷¹⁾・唐才常⁽⁷²⁾・康広仁⁽⁷³⁾等も連英日策を主張していたが、張之洞の上奏に対してもなお総理衙門は、「中國

と外國はあらゆる面で隔たりがあり、密謀を爲し難く、ただ出来ることは各國に公使を派遣し、東方太平の局を保つことを相談する、すなわち不聯の聯にて、東方に戦局を激成することのないようにするのみである」と⁽⁷⁴⁾と、返答している。言うなれば清国中枢は、列国の均衡を保ち、戦端を開かないことに専心した。

翁同龢・張蔭桓が、ドイツとの交渉による事態の打開を図り、ロシアの干渉による膠州湾事件の解決に懐疑的だった理由も同様であった。パプロフよりロシア艦隊が膠州湾に向かっていると告げられると、張蔭桓は「露獨が戦えば、フランスの加勢は必至であり、東洋における開戦は、中國の利ではない」と述べ、また翁同龢は「恐らく（ロシアは）膠州湾を占領することはなく、兩國は各々の要求を抱いている」と考えた⁽⁷⁵⁾。連露策・連英日策のいずれの対外連携策に対しても、それらへの反対の背景にはこうした危惧があったのである。このような対外政策を巡る、変法派と清国政府の意向の相違は、百日維新を経た後も変わることはなかった。

戊戌政変の直前、英露間の開戦説が取沙汰され、またイギリス人宣教師ティモシー・リチャードより中国分割の計画を知らされると、康有為はこれを以て代奏を行う者を探すよう指示した⁽⁷⁶⁾。九月二十日、御史楊深秀が上奏し、伊藤博文の来華を機に、ティモシー・リチャードの薦める英米日連合策に倣い、英米日三国と固く結び、「合邦」するよう要請した⁽⁷⁷⁾。九月二十一日には、御史宋伯魯が上奏し、英露開戦説とロシア主導での中国分割説に言及し、英米日との「合邦」を薦めた⁽⁷⁸⁾。

一方で九月十八日、北洋大臣直隸總督榮祿より三通の電報が総理衙門に発せられ、また盛京將軍依克唐阿からも総理衙門に電報が発せられている。それらの中では共に、イギリス艦船が中国近海に停泊しているとの報告、英露

或いは英日露間での開戦説が囁かれているとの報告が為されている。榮禄はイギリス艦船が中国近海に停泊している目的は、ロシアの意図するところが道理に背くものであるため、イギリス政府が中国の保護のために派遣したものであるとの情報を得ていた。しかし、榮禄は、ロシアに開戦の意志はないと考え、まずは事態を冷静に把握することに努め、内密に調査することを命じ、不測の事態に備えるに留まった。⁽⁷⁹⁾

また、榮禄は翌日の電報で、イギリスを含む他国の兵が上陸を求めた際には、それを制止しながらも、「厳しい文句で拒絶することで、他に火種を作るようなことは斷じて避けよ」と、指示したと報告している。このことから、榮禄が英露開戦説を目の前にして中立の立場をとったこと、他国との揉め事を起こさないことを何よりも望んでいたことを顕著に示している。イギリス艦船の中国近海での停泊、それに伴う英露開戦説に対する榮禄、そして清国政府の態度は中立の立場であり、ロシアの旅順・大連租借要求以後のそれと同様であったと言えるだろう。

むすびにかえて

ドイツの膠州湾占領までの時期、連露策は国策と化していた。露清密約締結交渉において、李鴻章はロシアでの交渉を担当し、北京での意見の取り纏め役を翁同龢が務め、李鴻章は帰国後総理衙門大臣に任命されている。膠州湾事件における李鴻章の越権行為が咎められることがなかった背景に、当時の清国中枢において連露策が国策と化していた機運に乗じた面を見逃すことはできない。また、ロシアの旅順口入港は一時的なものと考え、期待を寄せたのは李鴻章だけではないことも、第二章で述べた通りである。これを鑑みるに、連露策が西太后以下后党のみが

標榜した政策と断じるのは当を失するのではないだろうか。

次に、康有為らの連英日策は西太后・恭親王らがロシアに抱いていた幻想に対抗したものであるという孔祥吉の説⁽⁸¹⁾であるが、本論で明らかのように、膠州湾事件当時の外交政策を巡る対立を、連露派と連英日派の対立と捉えるのは適切ではない。当時存在していたのは、対外連携派と対外連携懷疑派の対立であった。連英日策を唱えた劉坤一・張之洞はいずれもそれまでは連露策の信奉者であり、ロシアあるいは英日のいずれと結ぶにせよ、外圧に抗うには対外連携策に頼らざるを得ないとの考えであった。それは康有為も同様であった⁽⁸²⁾。しかるに、ロシアより旅順・大連租借要求を受けて以後は、清国中枢では対外連携策に頼ることはもはや無益であるとの考えが支配的になるうとしていた。三月二十二日の『翁同龢日記』には、「慶親王・李鴻章・張蔭桓を招いて討議したが、恐らくは要求を呑む外に方法はなく、英日佛が揃って起つことになれば、まして爲す術はない⁽⁸⁴⁾」との結論に至ったと記されている。政府中枢を担う面々に、もはや他国の干渉を頼りに外圧に抗うとの考えは皆無に近く、英日も脅威でしかなかった。膠州湾事件でロシアの援助を期待することができなくなって以降、清国政府内ではいかなる国と結ぶ考えも影を潜めていた。

さらに言えば、日清戦争以降数年間に限ってみれば、清国中枢における外交政策の争点が連露策と連英日策にあった局面は存在しないのである。日清戦争において存在したのは、連露による避戦を主張する李鴻章らと、徹底抗戦を主張する光緒帝・翁同龢らの論争であり、膠州湾事件において存在したのは、連露策を主張した李鴻章らと、対独交渉を主張した翁同龢らの対抗であった。そして、ロシアの旅順・大連租借要求提出以降に存在したのは、変法

派が中核となり連英日策を主張した対外連携派と、それを危惧する対外連携懐疑派との対立であった。

対外連携策が醸し出した対立は、翁同龢の免職帰郷、そして戊戌政変にも影を落とすこととなる。連露策の破綻と前後して、光緒帝が推し進めた外国人儀礼改革を通じての宥和的対外政策は、光緒帝と翁同龢との鋭い意見の相違を招き、ついには翁同龢に免職帰郷が命ぜられるまでに至る⁽⁸⁵⁾。翁同龢は、対外連携策に懐疑的態度を示した故に政治の表舞台から姿を消すこととなる。

既に紙幅も尽きるが、光緒帝と変法派は以後も対外連携策を推し進めるところとなる。それは単なる外交策に留まらない、変法を実現するためのものであった⁽⁸⁶⁾。伊藤博文の清国来遊が告げられる最中、九月九日刑部主事洪汝沖が、伊藤博文を側近として迎えるよう上申したのを皮切りに、伊藤博文の経験と才識を変法の助けとするよう求める上申が相次ぐ⁽⁸⁸⁾。こうした動きは、変法派が膠州湾事件に際して主張した「対露政策としての連英日策」が、「変法策としての連日策」へと変化することを意味するものであった。

ついで九月十三日、光緒帝は懋勤殿の開設を決意する。懋勤殿開設の意図には、「東西各國の政治専門家を招聘」⁽⁸⁹⁾することが含まれていた。九月二十日には伊藤博文と光緒帝の会見が行われ、伊藤博文の顧問招聘策を軸とした「変法策としての連日策」が、その実現を目前にしたかに見えた。しかしながら、懋勤殿の開設は西太后の同意を得ることができず、光緒帝と伊藤博文の会見の翌日西太后は政変を発動し、訓政の再開を宣布するのである。百日維新の最中に変法派が推し進めた連日策は、西太后に政変を決意させる一因となったと考えられるが、これについては稿を改めねばならない。

註

- (1) 本論文作成にあたり参照した主なこの時期の清国外交研究としては次のものが挙げられる。矢野仁一『日清役後支那外交史』東方文化學院京都研究所、一九三七年（以下、矢野『支那外交史』と略記）。坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九七三年。佐々木揚『日清戦争後の清国の対露政策——一八九六年の露清同盟条約をめぐって』『東洋学報』第五十九卷一・二号、一九七七年（以下、佐々木『清国の対露政策』と略記）。戴逸・楊東梁・華立『甲午戦争与東亜政治』北京、中国社会科学出版社、一九九四年。石泉『甲午戦争前後之晚清政局』北京、生活・讀書・新知三聯書店、一九九七年。蔡東傑『李鴻章與清季中國外交』台北、文津出版社、二〇〇一年。
- (2) 佐々木『清国の対露政策』。
- (3) 本論文作成にあたり参照した主な戊戌変法史研究として次のものが挙げられる。孔祥吉『戊戌維新運動新探』長沙、湖南人民出版社、一九八八年。劉振嵐『戊戌維新運動專題研究』北京、首都師範大学出版社、一九九九年。王曉秋主編『戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百周年國際學術討論會論文集』北京、社会科学文献出版社、二〇〇〇年。蔡榮蘇・張勇・王憲明『戊戌変法史述論稿』北京、清華大学出版社、二〇〇一年。孔祥吉・村田雄二郎『罕為人知的中日結盟及其他——晚清中日關係史新探』成都、四川出版集團巴蜀書社、二〇〇四年。雷家聖『力挽狂瀾——戊戌政變新探』台北、萬卷樓圖書股份有限公司、二〇〇四年。楊天石『晚清史事』北京、中国人民大学出版社、二〇〇七年。鄭大華・黃興濤・鄒小站主編『戊戌変法与晚清思想文化転型』北京、社会科学文献出版社、二〇一〇年。翁同龢紀念館編『二十世紀翁同龢研究』蘇州、蘇州大学出版社、二〇〇四年。また国内の主な戊戌変法史研究としては以下のものが挙げられる。矢野仁一『清朝末史研究』大和書院、一九四四年。野村浩一『近代中國の政治と思想』筑摩書房、一九六四年。小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、一九六九年。市古宙三『近代中国の政治と社会』東京大学出版会、一九七一年。深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会、二〇〇〇年。国内における戊戌変法史研究は思想史として発展し、その成果が蓄積されてきた。政治史としての戊戌変法史研究は矢野仁一のもの最後に停滞していると言えよう。
- (4) ①『二四文書』北京駐在臨時代理公使パヴロフの外務大臣ムラヴィヨフ宛電報 一八九七年一月一日（四日）
佐々木揚編訳『一九世紀末におけるロシアと中国——「ク

ラースヌイ・アルヒーフ」所収史料より——』巖南堂書店、一九九三年（原著：Краснов Алхей, Коммунистический М., 1922-1941, reprint, Nendeln / Liechtenstein, 1966.）以下、『クラースヌイ・アルヒーフ』と略記）二五四—二五五頁。「三二文書 北京駐在臨時代理公使バヴロフの外務大臣ムラヴィヨフ宛電報公信 一八九七年一月二四日（二二日）、第三三三号」（以下、『三二文書』と略記）同書、二六四—二六五頁。

(5) ロシア艦船の旅順口入港の前日、李鴻章から、パブロフはロシア艦船二隻が明日旅順に到着すると述べたと報告された（『翁文恭公日記』〈陳義傑整理『翁同龢日記（第六冊）』北京、中華書局、一九九八年版参照）以下、『翁日記』と略記）光緒二十三年十二月廿一日。

(6) 『翁日記』光緒二十三年十一月廿七日。翁同龢は「奈何」と不満を述べている。

(7) 孔祥吉「膠州湾危機与維新運動的興起」『晚清史探微』成都、巴蜀書社、二〇〇一年（以下、孔「膠州湾危機」と略記）、五九頁。

(8) 孔祥吉『康有為變法奏議研究』瀋陽、遼寧教育出版社、一九八八年（以下、孔『奏議研究』と略記）二〇三頁。

(9) 湯志鈞『戊戌變法史（修訂本）』上海、上海社会科学

出版社、二〇〇三年、六一〇頁。

(10) 彭澤周『中国の近代化と明治維新』同朋舎、一九七六年、二九八—二九九頁。彭澤周はその他にも「變法派と保守派との対立は、思想的・政治的抗争もさることながら主として外交路線の違いにあった。つまり、變法派は濃厚な親日英の色を帯びていたのに對し、保守派の多くはロシアにたよって中國を保全することを唱えていた」（二八四頁）、「變法派は日本と結んでロシアに對抗しようとしたが、反變法派はロシアと親交して日本を牽制しようとした」（二七一頁）等と述べている。

(11) 坂出祥伸『康有為』集英社、一九八五年、二三七頁。その他にも、「当時の清朝政府は、ロシアに依存して列強の領土要求に圧力を加えようという連露派（これは、主として后党派）が優勢であった。（中略）おそらく、軍機処や総署の政権中枢部は、親ロシア対親英・日に分かれて、それぞれの後押し、テコ入れをえながら、激しい権力闘争が展開していたものと思われる」（二二七頁）と述べている。

(12) 従来の研究においてこのような対立の構図が描かれてきた背景には、梁啓超が日本に逃れた後、日本外相大隈重信に宛てた文中で、政変の原因の一端を「英と露の争い」

とし、「日本やイギリスと結び、それによって自立を圖ろう」とする帝党（変法派）と、「ロシアと結んで保護を求め」る后党（守旧派）の争いとしたことに起因すると考えられる（十月二十六日〈光緒曆九月十二日〉梁啓超ヨリ大隈外務大臣宛「梁啓超書ヲ大隈伯ニ致シテ清皇ノ爲メ救援ヲ乞フノ件」『日本外交文書』三一—一、六九六—六九九頁。これは『東邦協会会報』一八九八年十月三十日〈光緒二十四年九月十六日〉付に所載の「新党某君上日本政府会社論中国政変書」〔中国史学会主編『戊戌变法（二）』上海、上海人民出版社、二〇〇〇年、六〇—一六〇八頁〕の原件である。また「新党某君上日本政府会社論中国政変書」は、一八九九年三月二日〈光緒二十五年一月二十一日〉発行の『知新報』第七九冊に転載された。〔丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編 第一卷』岩波書店、二〇〇四年、二七八頁〕。梁啓超は、その著書『戊戌政變記』の中でも、「ロシアはその極東政策に基づき、中国が改革を果たして強国となることを望まず、改革は漢人の利であり満人の害である等と吹聴し、連露策を既定のものとし、中国を傀儡政府にしようとしていた。それゆえ政変はロシアの望むところだったとし、政変の背景にロシアの存在があった。」と述べている（梁啓超『戊戌政變記（丁酉重刊）』

〔沈雲龍主編『近代中国史料叢刊（第九十二輯）』台北、文海出版社、一九七三年版（以下、それぞれ『戊戌政變記』、『史料叢刊』と略記）一七六一—一七七頁〕。

(13) 「寄譯署光緒二十年五月十八日亥刻」吳汝綸編『李文忠公全集』（『史料叢刊（續編第七十輯）』一九八〇年版参照（以下、『李全集』と略記））電稿十五卷四十九頁。

(14) 李鴻章の連露策による開戦回避論が認められる主な文書は次の通りである。「寄譯署光緒二十年五月二十一日午刻」電稿十五卷五十頁、「寄譯署光緒二十年五月二十二日酉刻」電稿十五卷五十一頁、「寄譯署光緒二十年五月二十七日酉刻」電稿十五卷五十七頁、「寄譯署光緒二十年六月初七日酉刻」電稿十六卷十二頁、「寄譯署光緒二十年六月十二日巳刻」電稿十六卷十七頁、以上『李全集』。

(15) 「寄譯署光緒二十年六月二十日酉刻」『李全集』電稿十六卷二十八頁。

(16) 『翁文恭公日記』（陳義傑整理『翁同龢日記（第五冊）』北京、中華書局、一九九七年版参照（以下、『翁日記』と略記））光緒二十年六月廿一日。

(17) 同前書、光緒二十年七月十六日。

(18) 「譯署來電光緒二十年七月十六日申刻到」『李全集』電稿十六卷四十八頁。

(19) 『翁日記』光緒二十年七月廿八日。

(20) 同前書、光緒二十年八月初二日。

(21) 同前書、光緒二十年八月初六日。

(22) 「與俄國喀什問答節略」『李全集』譯署函稿二十卷五十四頁。

(23) 「述商議和停戰」同前書、譯署函稿二十卷五十四頁。

(24) 「致京李尚書光緒二十年九月三十日午刻發」王樹枬編『張文襄公全集』（史料叢刊（第四十六輯）一九七〇年版）參照（以下、『張全集』と略記）電牘十八卷二十一頁。

(25) 「致天津李中堂光緒二十年十月十七日申刻發」同前書、電牘十八卷三十一頁。

(26) 『翁日記』光緒二十年十月初四日。

(27) 「合肥奏言、割地之說不敢擔承、假如占地索銀、亦殊難措、戶部恐無此款。余奏言、但得辦到不割地、則多償當努力。孫・徐則但言不應割地便不能開辦。問海防、合肥對以實無把握、不敢粉飾。」同前書、光緒二十一年正月廿八日。

(28) 「李相・慶邸及樞臣集傳心殿議事、李欲要余銜往議和。予曰、若余曾辦過洋務、此行必不辭、今以生手辦重事、胡可哉？合肥云、割地不可行、議不成則歸耳。語甚堅決、而孫・徐慌以危語、意在撮合、群公默然。余獨主前議、謂償

勝於割、合肥欲使英・俄出力、孫・徐以爲辦不到。余又力贊之、遂罷去。」同前書、光緒二十一年正月廿八日。

(29) 『翁日記』光緒二十一年正月晦日—二月初二日。

(30) 「出使許大臣來電 光緒二十一年正月二十四日到電報檔（二六四五文書）」冊三卷三十三頁、「出使楊大臣來電 光緒二十一年正月二十五日到電報檔（二六五五文書）」冊三卷三十七頁、「軍機處傳寄許景澄諭旨 光緒二十一年正月二十七日電寄檔（二六七三文書）」冊三卷四十六頁、「出使大臣龔照瑗來電 光緒二十一年二月初二日到電報檔（二七〇八文書、二七〇九文書）」冊四卷五頁、以上『清光緒

朝中日交涉史料』台北、文海出版社、一九七〇年（以下『交涉史料』と略記）。「龔使來電 光緒二十一年二月初五日申刻到」電稿二十卷十九頁、「許使來電 光緒二十一年二月初六日申刻到」電稿二十卷二十頁、以上『李全集』。許同莘『許文肅公遺集』（史料叢刊（第十九輯）一九六八年版參照（以下、『許遺集』と略記））電報十三頁（正月二十五日）。王之春『使俄草』（史料叢刊（第七輯）一九六七年版參照）四卷七頁（正月二十六日）。

(31) 朱壽朋編『光緒朝東華錄』（北京、中華書局、一九五八年版、總三五五一頁）には英仏に干渉を求めるよう命じたとあるが、これは英仏公使龔照瑗、露公使許景澄兩名

に発せられた電論であること、またこれ以後許景澄より発せられた電報の内容を見るに、これは英仏のみならず露独に対しても干渉を求めるよう命じた電論であると考えられる。

(32) 「覆張侍郎光緒二十一年二月初一日午刻」『李全集』電稿二十卷十八頁。

(33) 『翁日記』光緒二十一年二月初六日。

(34) 同前書、光緒二十一年三月廿六日。

(35) 三国干渉の後、清国世論が、三国干渉を利用して馬関条約を破棄せよという主張から、ロシアと一般的な軍事同盟を締結せよという提案へと進む経過、また、露清同盟密約締結交渉における経過については、佐々木「清国の対露政策」に詳しい。佐々木もこの中で「連露政策の決定に中心的役割を果たしたのは、光緒帝の信任のあつい翁同龢であったとみてよいであろう」(九五頁)としている。また、李鴻章が帰国後の十月二十四日、総理衙門大臣に任命されたことは、「彼の行動が最終的に光緒帝、西太后及び北京政府首脳により是認されたことを示していると考えられる」(九六頁)としている。

(36) 黄福慶主編『膠澳專檔(光緒二十三年—民国元年)』台北、中央研究院近代史研究所、一九九一年、七頁。『電

報檔』光緒二十三年、中国第一歴史檔案館所蔵(孔「膠州湾危機」四九頁参照)。また、李符曾が光緒二十六年に張之洞に認めた密書には、榮祿が武力行使により膠州湾事件の解決を図ったものの、恭親王にそれを阻まれたとある(孔「膠州湾危機」六〇頁参照(孔祥吉が李鴻藻の私的の文書の中から発見したもの))。

(37) 『電報檔』光緒二十三年、中国第一歴史檔案館所蔵(孔「膠州湾危機」五〇頁参照)。『翁日記』光緒二十三年十月廿二日—廿三日。

(38) 「巴派水師提督由海參威帶兵船膠澳」『翁日記』光緒二十三年十月二十四日。しかしながらその直後、パプロフは李鴻章にロシア艦船の膠州湾派遣が取り消されたことを伝え、ロシア政府は「ドイツ軍による膠州湾占領は長く続かず同湾には間もなく正常な秩序が回復されるであろうと考えている」と、その理由を述べた(「三一文書」『クラースヌイ・アルヒーフ』二六六頁)。二十七日には李鴻章が総理衙門に、ロシア公使が「ドイツ艦船は長期間膠州湾を占領することはなく、ロシア艦船は膠州湾には向かわない」と述べたと、報告している(孔「膠州湾危機」五三頁参照(孔祥吉が翁万戈より提供された文書))。孔祥吉はこれを「李鴻章とロシア公使が矛盾した言行により、ロシアのた

めに旅順大連占領の伏線を隠匿した」(同書、五三頁)と断じているが、この矛盾はロシアの政策転換により生じたものである。

(39) ドイツの横暴を伝える電報は、以下の通りである。

「直隸王文韶致樞垣章高元報德兵整隊來營情殊巨測電」、
「總署致許景澄德逼我兵遠移恐激事端祈告外部電」、
「魯撫李秉衡致總署德人將章高元留青島運兵載械至膠州章誓死不從電」、
「魯撫張汝梅致總署詢可否俟德船去後再飭章鎮移紮

電」、
「直隸王文韶致樞垣章高元報德限我軍退出女姑諍旨電」、

「直隸王文韶致樞垣報德兵密布膠州扼堵運道餉械均絕電」

二二—二六頁、「魯撫張汝梅致樞垣報德逼章營移紮煙臺

無束手待斃之理乞示電附旨」三—三三頁、以上、王彥威・

王亮編『清季外交史料』(史料叢刊(三編第二輯))一九八

五年版参照(以下、『外交史料』と略記)一二七卷。

(40) 『翁日記』光緒二十三年十一月初十日—十四日。

(41) 「致慶親王函」(孔「膠州灣危機」五四頁参照(孔祥吉

が翁万戈より提供された文書))。

(42) 「此事非二人所能口舌爭也」『翁日記』光緒二十三年

十二月十五日。この張蔭桓の書信の原文と思われるものは、

「致翁同龢函」(孔「膠州灣危機」五五頁参照(孔祥吉によ

ると、これは翁万戈より提供された未署名の密書であった

が、筆跡から張蔭桓が発したものであると判断したものとである(以下同じ)。

(43) 『翁日記』光緒二十三年十一月十六日。

(44) 「使俄楊儒致總署俄外部接巴電所商頗願得贖爲信電」

『外交史料』一二七卷三二頁。

(45) 「致翁同龢函」(孔「膠州灣危機」五六—五七頁参照

(孔祥吉が翁万戈より提供された文書))。

(46) 『翁日記』光緒二十三年十一月廿二日。

(47) 同前書、光緒二十三年十一月廿八—廿九日。

(48) 同前書、光緒二十三年十一月廿六日。孔祥吉はこの食

い違いを「パブロフと李鴻章間で策を弄した計略であり、

ロシアの旅順大連獲得という真の意図を隠匿した」として

いるが(孔「膠州灣危機」五七頁)、当時のロシア外務省

副局長であったウォルフ男爵が、旅順口の占領はその合法的

的な外観を与えんが為、好都合の時期を待つ必要があり、

北京駐在の公使にすらその秘密は知らされなかったと明か

している(Joseph. Philip. Foreign diplomacy in China, 1894-

1900. A study in political and economic relations with China.

G. Allen & Unwin, 1928. P224-225。(ウォルフ男爵の未公

刊の回想録による)ことは、すでに矢野仁一の指摘する

ところである(矢野『支那外交史』四七八—四七九頁)。

また、十二月二十六日（光緒曆十二月三日）の楊儒から総理衙門への電報では、ロシア外務大臣が、「パプロフ代理公使の力量は（中略）、恐らくは充分ではない嫌いがある」と、述べたと報告されている（使俄楊儒致總署報俄外部對華議論頗有擔當電）『外交史料』一二八卷三頁。

(49) 『翁日記』光緒二十三年十二月初三日。

(50) 「旨寄宋慶俄船在旅應用物件着隨時接濟電」『外交史料』一二七卷三三頁。

(51) 十二月二十四日にはロシア皇帝より、その待遇に対する謝礼を述べる電報が届いている（『翁日記』光緒二十三年十二月朔）。

(52) 「江督劉坤一致總署沈敦和報據英將言中國聯英聯俄利害電附旨」『外交史料』一二七卷三七頁。

(53) 「鄂督張之洞致總署膠事危迫謹陳應付辦法五條電」同前書、一二八卷一頁、『張全集』電奏七卷十四頁。

(54) 『翁日記』光緒二十三年十二月初五日。

(55) 同前書、光緒二十三年十二月初六日。

(56) 同前書、光緒二十四年二月十一日。

(57) 「專使許景澄致總署俄外部言必須租不凍海口爲各師屯地電」「專使許景澄致總署見俄君遞國電並問答情形電」『外交史料』一三〇卷一一—一三頁、『許遺集』電報二八頁—

二九頁。『翁日記』光緒二十四年二月廿三日—廿四日。

(58) 『翁日記』光緒二十四年二月廿五日。

(59) 「許景澄楊儒致總署報與俄外部剖辯租地事電」『外交史料』一三〇卷一三—一四頁、「出使大臣許景澄楊儒來電光緒二十四年二月二十六日到呈遞電信檔（三六〇—三六三）」「交涉史料」五一卷十九頁、『許遺集』電報二九頁。『翁日記』光緒二十四年二月廿九日。

(60) 『翁日記』光緒二十四年二月廿八日—三月初二日。

(61) 孔祥吉は、李鴻章がロシアから賄賂を受け取り説得役を務めたとする（孔「膠州灣危機」五九—六〇頁）が、李鴻章の工作がなくとも清国はロシアの要求を受け入れざるを得ない状況だった。李鴻章が賄賂を受け取ったとされているのは三月十六日のことである（張蓉初訳『紅檔雜誌有關中國交涉史料選譯』生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年、二一〇頁）。

(62) 「請詳審國勢、善全邦交、以紓後患摺」孔祥吉編著『康有爲變法奏章輯考』北京、北京圖書館出版社、二〇〇八年（以下、『奏章輯考』と略記）一一八—一二〇頁。「德事將定、後患宜防、亟應外善邦交、內修邊備摺」孔祥吉「救亡圖存的藍圖 康有爲變法奏議輯證」台北、聯合報系文庫、一九九八年（以下、『奏議輯證』と略記）一六一—二〇

頁、『奏章輯考』一四五—一四七頁。

(63) 「請聯結英國、立制德氛、益堅俄助摺」『奏章輯考』一
二四—一二五頁。

(64) 「膠州不可借德、宜密結英日以圖抵制摺」「結倭聯英並
緩償倭款片」同前書、二二八—二九頁。

(65) 「請捐軀拒俄聯英摺」『奏議輯證』二九五—二九八頁。
(66) 「爲脅割旅大、覆亡在即、乞密聯英日、堅拒勿許摺」
同前書、四六—四八頁。

(67) 「呈請代奏、乞力拒俄請衆公保疏」『奏章輯考』一七七—
一七九頁。

(68) 「現若與英・日另立密約、不惟無厭之請難壓貪心、且
英日之政、出諸議員、斷難嚴密、萬一泄露、轉予人以口實。
就今日時勢而論、東方太平之局、自應亟圖共保、以張國維。

臣等現擬奏請、簡派專員、分聘英・俄・美・日諸國、擬較
專聯英・日以拒俄、略爲妥善。該御史所奏、應毋庸議」總
理衙門大臣奕訢等「遵旨議覆御史陳其璋請外修邦交、內修
邊備摺」中国第一歴史檔案館所蔵（孔「奏議研究」二一九
頁より転引）。

(69) 光緒二十一年十一月十七日の軍機処宛電報（同前書、
二〇五頁参照）。

(70) 「致總署 光緒二十三年十二月初十日」（辰刻・巳刻・

日清戦争以後の清朝対外連携策の変転過程 宮古

亥刻の三件）『張全集』電奏七十九卷一七一—二〇頁。

(71) 「湖南巡撫陳寶箴來電 光緒二十三年十二月二十六日
到電報檔」『交涉史料』五一卷十三頁。

(72) 「論中國宜與英日聯盟」『覺顛冥齋檔言』第四卷二十二—
二十七頁、『湘報』第二十三號、光緒二十四年三月十一日
出版。

(73) 「聯英策」『知新報』第十五冊、光緒二十四年二月十一
日出版。

(74) 「中外事事隔閡、難爲密謀、祇可遣使各國、商保東方
太平之局、則不聯之聯、不致激成東方戰局」『總署來電』
光緒二十三年十二月二十九日到『張全集』電奏七十九卷
二六—二七頁。

(75) 「若俄德稱兵、法必來助、東方起戰、豈中國之利耶」
「恐不占膠澳、兩國皆別有要求」『翁日記』光緒二十三年十
月廿四日。その他、連露策への懷疑論としては、「使俄楊
儒致總署俄外部云德事願効力但俄貌示交好恐不足恃電」
『外交史料』二二七卷二七—二八頁）が見られる。また、
十二月四日の『翁同龢日記』には、楊儒が、ロシアは膠州
湾の件に参与することに同意しないと電報にて述べたと記
されている（『翁日記』光緒二十三年十一月十一日）。

(76) 『康南海自編年譜』中国史学会主編『戊戌变法』（四）

第九十三卷 一四一

上海、上海人民出版社、二〇〇〇年、一六一頁。

(77) 「山東道監察御史楊深秀摺 光緒二十四年八月初五日」

国家檔案局明清檔案館編『戊戌變法檔案史料』北京、中華書局、一九五八年（以下、『檔案史料』と略記）一五頁。

(78) 「掌山東道監察御史宋伯魯片 光緒二十四年八月初六日」同前書、一七〇頁。

(79) 「收北洋大臣電、八月初三日」「收依將軍電、八月初三日」中国社会科学院近代史研究所藏『總理衙門電檔』光緒二十四年（黃彰健『戊戌變法史研究』上海、上海書店出版社、二〇〇七年、六四三—六四四頁參照）。

(80) 「斷不可嚴詞拒絕、別釀弊端」收北洋大臣電、八月初四日（同前書、六四四頁より転引）。

(81) こうした認識が誤りであることは本稿で述べてきた通りである。また、註(38)・(48)で指摘した孔祥吉の論考の誤りも、この認識に起因するものであろう。

(82) 劉坤一・張之洞の連露拒日論は以下のものに見られる。

「江督劉坤一奏密陳大計聯俄拒日以維全局摺」、「江督劉坤一奏請飭密商俄國促日還遼予以新疆數城爲謝片」、「外交史料」一一五卷、二〇—二二頁。「欽差大臣劉坤一來電 光緒二十一年四月十四日到電報檔（三—四四文書）」『交涉史料』四四卷二頁。「密陳聯俄拒倭大計摺 光緒二十一年閏五月

十五日」『劉忠誠公（坤一）遺集』奏疏二四卷九—十頁。

「署江督張之洞奏今日救急要策莫如與俄立密約以結強援片」

『外交史料』一一六卷三五—三七頁。「附件一 張之洞請與俄國立約結援片（三三八三文書）」『交涉史料』四六卷二二—二十三頁。

(83) 康有為は、日清戦争の最中の一八九四年に著した『攻日策』の中で、「中國の力量が不足するのならば、外國を以てこれに借りればよい。外國がもしも局外を保ち援助に應じないのであれば、海關貨數十萬金を以て誘えばよい、或いは無用の土地を割讓して與えればよい」と述べている（蔣貴麟編『萬木草堂遺稿』台北、成文出版社、一九七八年、二二—二三頁）。

(84) 「慶・李・張邀談、大約除允行外別無法、至英・日・法同時將起、更無法也」『翁日記』光緒二十四年三月朔。

(85) 拙稿「翁同龢の免職歸郷事件に関する一考察」『上智史学』五十五号、二〇一〇年、五一—七六頁。

(86) 梁啓超が政変の原因の一つを「英と露の争い」としたことは、変法が対外連携もなくして成就できないものであることを梁啓超ら変法派が誰よりも理解していたことを顯著に示していたように思われる。また梁啓超らは、西太后の背後にロシアがあると論じ、ロシアと対抗していた英米

日列強の強固な後ろ盾を得ようとし、政変の原因の一つを「英と露の争い」としたと推測される。

(87) 「呈請代奏變法自強當求本原大計條陳三策疏 光緒二十四年六月」「戊戌變法(二)」三六二—三六六頁。茅海建は『戊戌變法史事考』(北京、三聯書店、二〇〇五年)以下、『戊戌變法史事考』と略記(九六頁)の中で、これは七月二十四日に刑部より代奏されたものであり、六月の記述は誤りであるとしている。

(88) 「戸部候補主事聶興圻摺 光緒二十四年七月二十六日」「檔案史料」七三頁。「宗人府主事陳懋鼎奏請降旨召見日本伊藤博文摺」「外交史料」一三四卷一九頁。「江蘇松江府知府撲子潼摺 光緒二十四年八月初三日」「檔案史料」一三

頁。「軍機處錄副・補遺・戊戌變法項」「隨手檔」「上諭檔」光緒二十四年八月初四日條(『戊戌變法史事考』九七頁參照)。

(89) 「聘東西各國政治專家」「戊戌政變記」、一二四—一二五頁。また、上海広学会にてティモシー・リチャードの補佐を務めた程清は、光緒帝は懋勤殿を開設し、ティモシー・リチャードを顧問とすることを望んでいたとしている(『康南海先生墨跡』蔣貴麟主編『康南海先生遺著彙刊(一七)』台北、台湾宏業書局、一九七六年、二一七—二一八頁)。

(上智大学大学院文学研究科史学専攻博士後期課程)